

4月から「燃やせないごみ」の分類が変わります

現在、燃やせないごみは、袋井地域では16分類、浅羽地域では14分類に分けて収集しています。
平成19年度からは、市内全域を13分類に統一します。今後ともごみの減量・リサイクルにご協力をお願いします。
「平成19年度燃やせないごみの分別表・収集日程表」は、本紙3月15日号に折り込みます。

種別	平成18年度		平成19年度
	袋井地域	浅羽地域	
資源ごみ	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶
	スチール缶	スチール缶	スチール缶
	スプレー缶、ガス缶	スプレー缶、ガス缶	スプレー缶、ガス缶
	生きびん	分別区分なし	白・茶・その他びんに分別(1)
	白びん	透明びん	白(透明)びん
	茶びん	茶びん	茶びん
	その他びん	その他びん	その他びん
	金属類	金物・小型電化製品	金物・小型電化製品(2)
	金属複合ごみ		
	容器包装プラスチック	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(3)
発泡スチロール製白色トレイ	白色トレイ・白色発泡スチロール		
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	
不燃ごみ	革製品・その他プラスチック・スポンジ等	破碎ごみ(その他プラスチック等)	平成18年度と同じ
	ビデオ・カセットテープ	カセット・ビデオテープ	平成18年度と同じ
	がれき類	がれき類	がれき類
特別ごみ	乾電池・蛍光管	乾電池・蛍光灯	乾電池・蛍光管
分類	16分類	14分類	13分類

【平成19年4月からの変更】

袋井地域の変更点

- (1)「生きびん」の区分は廃止し、「白びん(透明)」、「茶びん」、「その他びん」に分けて収集します。
- (2)「金属類」と「金属複合ごみ」は、「金物・小型電化製品」に統合します。
- (3)「発泡スチロール製白色トレイ」を廃止し、「プラスチック製容器包装」に統合します。

浅羽地域の変更点

- (3)「白色トレイ・白色発泡スチロール」を廃止し、「プラスチック製容器包装」に統合します。

☎ 環境衛生課環境保全係 ☎ 44-3115

「子育て優待カード」が新しくなります

平成18年4月1日から行われている「しずおか子育て優待カード事業」のカードが3月1日(木)から新しくなります。

新しいカードには、QRコードが印刷されていて、携帯電話で読みとると県内の子育て優待カード協賛企業一覧表がご覧になれます。

お手元にあるカードと新しいカードの引き換えを希望する方は、市役所1階しあわせ推進課子ども係または、支所1階福祉課福祉係までお越しください(現在のカードもそのまま利用できます)。

対象 市内在住で18歳未満のお子さんがいる家庭

引換開始 3月1日(木)～

引換場所 市役所1階しあわせ推進課子ども係、支所1階福祉課福祉係

持ち物 お手元にある「しずおか子育て優待カード」

☎ しあわせ推進課子ども係 ☎ 44-3120 福祉課福祉係 ☎ 23-9213



公園利用のルールとマナーを守りましょう

公園は、みんなのものです。お互いにルールとマナーを守って利用しましょう。

- ・ごみのポイ捨ては禁止です。
- ・火気の使用は原則として禁止です。
- ・遊具などは大切に使ってください。幼児だけで遊ばないように保護者が同伴しましょう。
- ・ペットの放し飼いは禁止です。ふんは各自で持ち帰ってください。

☎ 維持管理課公園緑地係 ☎ 44-3165